

## 公証人法の特例 ～公証人の役場外における定款認証～

(公証人役場外定款認証事業 国家戦略特別区域法特区法第12条の2 平成26年10月31日施行)

### 特例措置前

○株式会社等の法人の設立には、公証人による定款の認証が必要であるところ、公証人は、公証役場で職務執行するのが原則。

(規制の根拠) 公証人法第62条ノ2

### ニーズ

○法人設立手続を円滑化する観点から、公証人が公証役場以外の起業のためのワンストップセンターで定款認証を可能としてほしいという要望があった。

### 特例措置

○起業のためのワンストップセンターで公証人が定款認証業務を行うことができることを明確化。  
○起業のためのワンストップセンターにおいて、登記、税務、年金等に係る必要な各種申請のための窓口サービスとともに、定款認証サービスを提供することが可能となり、法人設立手続を円滑化。

### 効果

○法人設立手続のワンストップサービスによる起業・開業の促進。